

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 (2025) 年 4 月 14 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託件名 令和 7 (2025) 年度栃木県観光動態調査業務
- (2) 業務委託内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 23 日まで
- (4) 履 行 場 所 県内全域

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、「5 検査、分析」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 国、都道府県又は指定都市から本件業務と同様の業務を過去 5 年の間に請け負い、適正に履行した実績のある者であること。
- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること。
- (6) 栃木県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県産業労働観光部観光交流課 観光地づくり担当 電話 028-623-3210
メールアドレス kanko@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所及び交付方法
令和 7 (2025) 年 4 月 14 日 (月) から 5 月 8 日 (木) まで入札情報システム上で公開する。
なお、来庁による交付の場合は、同期間 (土曜日、日曜日、祝日 (以下「閉庁日」という。)) を除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までの間、(1) の場所において交付する。
- (3) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和 7 (2025) 年 5 月 8 日 (木) 午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。
- (4) 開札の日時及び場所
令和 7 (2025) 年 5 月 9 日 (金) 午前 10 時
栃木県産業労働観光部観光交流課 (栃木県庁本館 6 階)
入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日 (閉庁日を除く。) までに (1) に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。
- (5) 入札方法
1 (1) の件名で総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。なお、入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。提出期限までに入札

書が電子入札システムに記録されない場合は入札を辞退したものとみなす。

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、令和 7 (2025) 年 4 月 28 日 (月) 午後 2 時までに、競争参加資格確認申請書並びに 2 (4) 及び(5)に該当する者であることを証する書類を電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。
- (4) 審査 観光交流課長が、入札者が提出した競争参加資格確認申請書並びに 2 (4) 及び(5)に該当する者であることを証する書類を審査し、入札に参加する資格を満たしていると判断した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
- (5) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第 12 号) 第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書及び栃木県物品等電子調達実施要領 (令和 3 (2021) 年 4 月 1 日施行) 第 19 条第 1 項各号に掲げる入札に係る入札書、紙入札者の入札書で提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4) の審査により落札決定の対象となった入札書であって、栃木県財務規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者の決定をするものとする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準 (令和 3 (2022) 年 4 月 1 日施行) の定めるところによる。

(産業労働観光部観光交流課)